令和8年度移転申請書のコード付与及び登録記事抽出作業等データ作成事業に 係る入札可能性調査実施要領

> 令和7年11月17日 経済産業省 特許庁 審査業務部審査業務課登録室

特許庁では、令和8年度移転申請書のコード付与・登録記事抽出作業及びデータ作成事業の受託者選定に当たって、一般競争入札に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記 1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添 1 登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

- (1) 概要 仕様書参照。
- (2) 事業の具体的内容 仕様書参照。
- (3) 事業期間 仕様書参照。

(4) 事業実施条件

以下に示す特殊設備等を有することが求められます。

・移転申請書の記載内容を十分に理解した上で、特許庁が指定する基準に基づいて、特許庁内のシステムで処理可能な各種コードを申請書の各項目に付与するとともに、登録原簿に必要な記載内容事項を抽出して記事情報データを作成することのできる専門知識を有する体制。

(申請書のデータを文字入力するだけの事業ではなく、関係法令・様式 を理解し業務を行う必要があります。)

・1日およそ175件程度の移転申請書を受け付け、2日後にデータを納

品する一連の作業が、開庁日の日数分発生するため、当該作業を遅滞無く実施できる体制。

(年間およそ41780件程度の移転申請があり、1日も遅滞無く納品を行うことが必須)

・不定期(令和7年度は年に2~3回実施予定)に移転申請書(職権訂正)のデータ作成が発生するため、庁担当者と納品スケジュールを調整し、前述の体制と同等な専門知識を有する体制。

(年間およそ12件程度の発注予定であり、1日も遅滞なく納品を行う ことが必須。)

・COBOL言語で構築された、システム刷新されていない特許庁の登録システムで処理可能な、SJISに基づいたバイナリ部を含む納品データ(データレングスや入力方法も指定されている)を作成・検収するシステム設備。

2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡 先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和7年11月 27日(木) 12時00分までに登録してください。(事前にテスト連絡を させていただく場合があります。)「Microsoft Teams」が利用できない場合 は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してくだ さい。

令和7年11月28日(金)14時00分

3. 参加資格

- 説明会に参加した者であること。
- ・予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の 規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

4. 留意事項

・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。

- 本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、 契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布する ことはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に 以下の事項について対応を頂く必要があります。
 - ①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる 執行管理について、再委託(委託業務の一部を第三者に委託することを いい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)を行うことはでき ません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・毎日の納品に対するスケジュール及び作業実施体制の管理に関すること。
- ・外注先に対する作業内容の決定、進捗管理並びに作業実施体制の管理に関 すること。
 - ②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業 (主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業 (主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の 取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を 一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業 者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下の URL の通りになります。

https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等(社内 規則がない場合は代わりとなるもの。)、②その他原課において必要と判断 する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴 (学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び 外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定)、④報取扱者名簿及 び情報管理体制図(別添2)の提出を求め、適切な情報管理体制が確保さ れているかを確認します。
- ・委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」 ※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を 別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合に は、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定する こととする。 ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」(令和5年4月3日決定)において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf

5. 提出先・問合せ先

T100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査業務部審査業務課登録室管理班 水本、佐藤

TEL 03-3581-1101 (内線2704)

メールアドレス: PA1300@jpo.go.jp

※可能な限り、お問い合わせフォームからご提出ください。何らかの 事情により郵送される場合は、上記の電話番号へ郵送する旨をご一報い ただき、6. 提出期限必着でお願いいたします。

6. 提出期限

令和7年12月15日(月)17:00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、 一般競争入札(又は企画競争)を実施することがあります。

7. 配付資料

仕様書

登録様式(別添1)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図 (別添2)

(様 式)

年 月 日

入札可能性調査 登録用紙

事業者名

住	所:
商号又は名	称:
代表者氏	名:

連絡先

TEL:

FAX:

E-mail:

担当者名:

公募要領に示された事業内容、事業実施条件等について熟読し、承知の上、 登録致します。

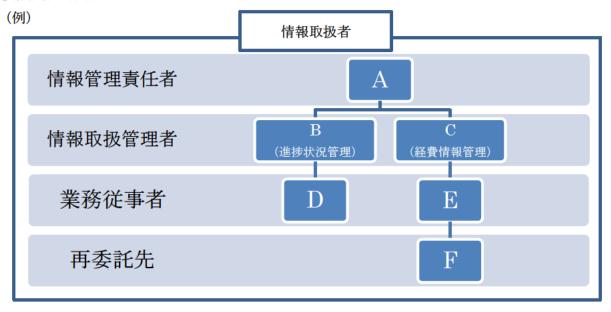
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍 (※4)
情報管理責	Α						
任者 (※1)							
情報取扱管	В						
理者 (※2)	С						
業務従事者	D						
(%3)	Е						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの 管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除 く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても 担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。